

鳥取県立鳥取中央育英高等学校 運動部活動に係る方針

1 基本方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施し、生徒の心身の成長を促す。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」に則って行う。
- (3) 各顧問は、生徒が自主的・主体的に活動できるよう支援する。
- (4) 各顧問は、安全管理に努め、事故防止を徹底し、適切な指導を行う。

2 活動について

(1) 活動計画

- ア 各顧問は年間・月間の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。

(2) 活動時間

- ア 学期中は原則として、長くとも平日は3時間程度、学校休業日は4時間程度とする。(朝練習を行う場合の時間も含む)。ただし、更衣、準備の時間は含まない。

(3) 休養日

- ア 原則として、週末のいずれかを含む週1日以上を休養日とする。

※別紙「活動計画表」参照

- イ 既定の休養日に大会等で活動を行う場合は、他の曜日に振り替える。

- ウ 大会参加・合宿・遠征等で集中して長時間活動を行う場合は、休憩時間を十分にとるとともに、必要に応じて別日に休養をとる。

- エ 長期休業中の休養日は、学期中に準じて設定する。また、ある程度まとまった休養期間も別途設ける。

- オ 考査1週間前(土日含む)は原則として活動を行わない。

※詳細は生徒会規定による。

(4) 参加する大会

- ア 原則として、県高体連主催、共催の大会とする。

- イ その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえて、校長が許可した場合のみ認める。

3 運営について

(1) 体罰等、不適切な指導の禁止について

- ア 部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

(2) 保護者との連携・協力について

- ア 年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、活動時間、休養日等を紙面やホームページ等で示し、理解を得て活動する。

- イ 必要に応じて、保護者会を開催する。

(3) 熱中症等による事故防止について

- ア 「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑等の中での活動は控えるなど、適切な対応をとるよう努める。

- イ 毎年、全部員対象の救急救命講習会を開催する。